

編輯部報情閣内

週報

行發日四月五

英	殘	帝	大	電	銃
伊	敵	國	陸	力	後
協	の	海	開	管	の
定	掃	軍	拓	理	國
の	蕩	の	の	諸	民
反	續	活	滿	法	貯
響	く	動	洲	の	蓄
			青	解	
			年	説	
			移		
			民		

昭和十一年十月五日 五頁 毎週刊行 郵政省認可 新聞紙類 第五〇九七號

五錢

號一十八第



編輯部報情閣内

週報

行發日四月五

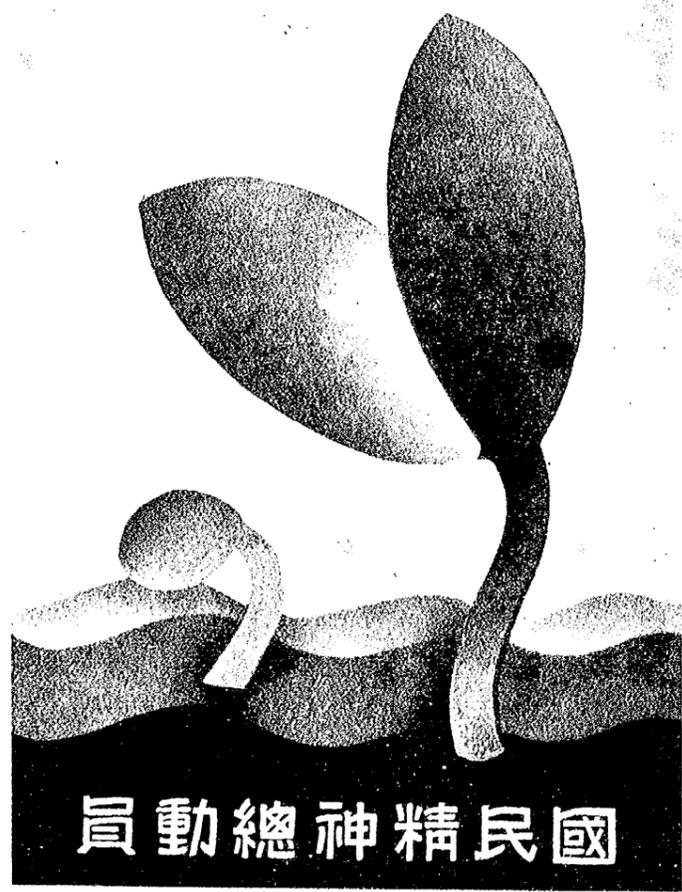
英 伊 協 定 の 反 響	殘 敵 の 掃 蕩 續 く	帝 國 海 軍 の 活 動	大 陸 開 拓 の 戦 士 ・ 滿 洲 青 年 移 民	電 力 管 理 諸 法 の 解 説	銃 後 の 國 民 貯 蓄
---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	--	---	---------------------------------

號一十八第

昭和十二年五月一日發
日第三種郵便物認可
行(每週四水曜日發行)

五錢

護愛源資



員動總神精民國

露光量違いにより重複撮影

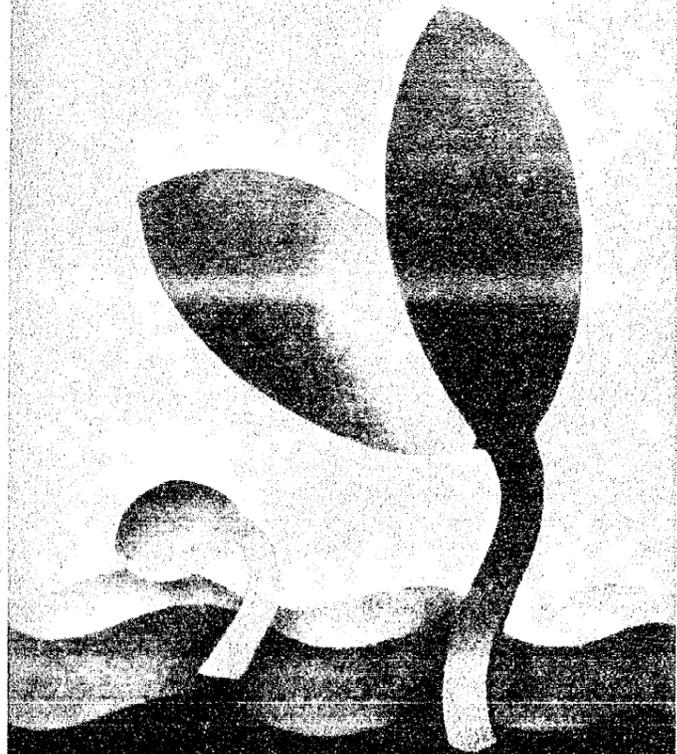
週報

第八十一號

銃後の國民貯蓄	國民貯蓄奨励局
電力管理諸法の解説	逓 信 省
大陸開拓の戦士・滿洲青年移民	拓 務 省
帝國海軍の活動	海軍省海軍軍事普及部
殘敵の掃蕩續く	陸軍省新聞班
英伊協定の反響	外務省情報部
共同軍事場	
最新公布の法令	内閣官房総務課



護愛源資



員動總神精民國

露光量違いにより重複撮影

週報

第八十一號

- 銃後の國民貯蓄……………國民貯蓄獎勵局……………(一)
 - 電力管理諸法の解説……………遞信省……………(二〇)
 - 大陸開拓の戦士滿洲青年移民……………拓務省……………(二〇)
 - 帝國海軍の活動……………海軍省海軍軍事普及部……………(三二)
 - 殘敵の掃蕩續く……………陸軍省新聞班……………(三六)
 - 英伊協定の反響……………外務省情報部……………(三九)
- ◇ 共同炊事場の話……………(三〇)
- ◇ 最近公布の法令……………内閣官房總務課……………(四五)



となつた。

この運動の成否は戦争の遂行に重大な影響を及ぼす。しかもこの運動は國民の理解ある協力によつてはじめてなし遂げらるゝところである。以下説くところによつて、今回の貯蓄奨励の趣旨を諒察せられ、長期戦に備へる銃後國民の責務として、今日から貯蓄を實行せられたい。

なぜ國民は貯蓄せねばならないか

戦ひには金が要る。今回の事變にも巨額の戦費を要することは前述の通りである。

さきごろ開かれた議會に於て、一般會計で三十餘億圓と臨時軍事費特別會計で約四十八億圓、合計八十餘億圓の豫算が通過した。これらの豫算の財源として今後一年間に發行される國債は五十億圓以上に上るだらう。この巨額の國債が圓滑に消化されるかどうかは事變下に於ける財政政策の成否の分れる所である。加ふるに戦争を行ふに必要な各種の資材をどしどし供給するためには、日滿を通ずる軍需工業その他時局關係産業の生産力をさらに一層擴大する必要がある。この方面に必要な資金も亦極めて多額に上り少くとも三十億圓以上に達するであらうことは想像に難くないところである。

この國債の消化と生産力擴充資金の供給とを支障なくやり通すことは事變下のわが國にはどうしても必要なことである。そのために要する資金は日露戦役當時のやうに一部を外資に仰ぐことを期待できない今日、その殆んど全部は國民の貯蓄の結果集つた資金に俟つよりほかに方法がない。

い。これ政府がこの際、貯蓄奨励の國民運動を起した所以であり、又國民がぜひ貯蓄をしなければならぬ理由である。かやうな貯蓄奨励運動はわが國に限るものでもなく、又わが國でも今回始めて行はれたものでもない。日清、日露の兩役當時のわが國、世界大戰當時の歐米各國に於て、何れも方法こそ異なれ夫々行はれたのである。

勤儉貯蓄といふことは昔から主として一身一家の經濟から説かれてゐる。そして不時に備へる用意として平素から貯蓄をする必要のあることは今更いふまでもない。しかしながら今回の國民貯蓄奨励運動は前述の通り國家の絶対必要から起されたもので、この際國民がよく理解してほしいことは、單に「身のため」ばかりでなく、「國のため」に貯蓄に勵む必要のあることである。

國民が貯蓄をしなければどうなるか

國民が貯蓄をしなければ國債の消化も生産力の擴充も充分に行はれないだらうといふことは前に述べたことからすぐわかることであるが、さらに一步突込んで考へて見ると、平年より五十億圓以上も多い政府資金が撒布され、これが貯蓄となつて還流せずそのまゝとなつたとすると一體どんな結果になるだらうか。

この場合國民の所得は、政府資金が五十億圓以上も餘分に撒布されるのに伴つて臨時的に著しく増加するだらうが、この増加した所得を國民がすべて個人的消費に向ける、即ちいろいろな品物を買ふこととなれば非常に困つた結果になる。勿論平時であつてみれば出来るだけ品物が澤山

出来るやうにして、誰でもよい品物がどしどし買へるやうにすることが望ましいことであるには違ひないが、現在戦争をしてゐるわが國としては、戦争のため必要な資材の供給を充分ならしめることだけで生産設備の擴充にしても、原料品の輸入にしてもすでに手一杯であつて、國內消費のための品物を造る平和産業の方面にこれを廻す餘力はない。従つてこの方面の品物の供給の増加をはかることは現在のところ困難であるのに、國民の誰もが増加した所得でこれらの品物を買はうとすれば、品物が不足してその値上りを來し物價が騰貴することになるであらう。物價が騰貴すれば輸出力も減退するだらうし、軍需品の供給も旨くゆかず、又國民の生活にも壓迫を加へることとなつて生活が苦しくなるであらう。さうして、これが極端になれば所謂惡性インフレといふやうなこととなつて全く收拾のつかぬこととならないとも限らないのである。即ちこの點から見ても、この際は國民各自出来るだけ貯蓄をして政府の支拂つた資金をなるべく速かに還流させなければならぬのである。

國民貯蓄の目標——八十億圓

それならば、今後一年間にどれ程の國民貯蓄の増加を必要とするか。政府は「各種金融機關ニ集積スル貯蓄額並ニ國債、公社債等ニ對スル直接投資額トシテ大體今後一年間ニ増加ヲ要スル國民貯蓄ノ額ハ約八十億圓程度ヲ目標トスル」旨を閣議の申合せで明らかにしてゐる。なぜ政府は八十億圓程度を目標と定めたか、それは今後一年間に國債の消化のために必要な資金約五十億圓

と、生産力を擴充するための所要資金約三十億圓とを併せて八十億圓以上の資金をせひとも必要とするからである。

この八十億圓程度の目標は實現できない目標を掲げてゐるのではないかとの危懼の念を懐く人があるかも知れない。しかし、わが國の一年間の國民の貯蓄の増加は、事變前に於ても約三十億圓に上つてゐる。これだけの額は今後も特に事變關係の政府資金の撤布がなくても増加するものと想像出来る。それに今後一年間にはこれに加へて約五十億圓の政府資金が餘分に撤布される。そしてこの資金は、爲替管理によつて資本の國外逃避を防止されてゐるから、大體國內に留まつて、政府に對して物品や勞力を提供したものを通じて直接間接國民の所得の増加となつてそれだけは國民が貯蓄に振向け得る理である。この政府資金の餘分な撤布による新規の貯蓄可能額五十億圓と平年並の貯蓄増加額約三十億圓を加へて約八十億圓の貯蓄は可能であることがわかる。なほ國民がこれだけの貯蓄を行つたとしても、國全體として見ればその増加した所得を貯蓄に振向けるだけであるからその消費の量が減ることはなく、従つて又經濟界に打撃を與へることもないのである。

國民は各々どれだけの貯蓄をなすべきか

國民貯蓄を今後一年間に八十億圓程度増加するためには國民各自はどれほどの貯蓄をすればよいか。それにはまづ國民各自が従來行つて來た程度の貯蓄を引續き行はねばならない。それに加

へて事變前に比し所得の増加したものは從來に比べてその生計を膨脹することなく、原則として増加した所得の全部を出來得る限り貯蓄すると共に、その他の國民全般も出來得る限り貯蓄を増加するやうに努めねばならないのである。

今回の貯蓄奨励は時局により所得の増加したものを第一の目當とし、その増加所得を貯蓄させることを主眼としてゐることはいふまでもないことであるが、これらの人々でもいろいろの事情でどうしても多少從來に比して費用のかゝることもあり得る譯であるから、これらの人々の貯蓄に俟つばかりでは目標とする八十億圓の貯蓄を求むることは困難であり、それだけでは足りない。そこでこの際、その他の特に所得の増加せぬやうな人々に於ても、多少ともその生活に餘裕のある者はまづ進んでその所得の一部を割いて貯蓄に振り向けてもらひたい。たとへば餘裕のないやうな者であつても、この際、事變下に於て國を擧げて國策に協力するといふ意味から、出來るだけ冗費を節約し、これを貯蓄に向けるやうにしてもらひたいのである。

勿論最近物價も多少騰貴して居り、又増税も行はれてゐるが、この重大な時局を切抜けるに於いて、國民がその困難の一部を、戰場にある將士と共に背負ふといふ意味からこの程度の苦痛は甘受してもらはねばならない。出來るだけ冗費を省いて貯蓄することに努めてもらひたいのである。又これを一方から考へるならば、國民がこぞつて消費を増さないことにとめてこそ前に述べたやうな理由によつて物價騰貴の勢を阻止することも出來ると思ふのである。

なほ物價騰貴を防止するためには政府はいろいろの方策を講じてゐるのであるが、これがためには爲替相場を堅持することが最も必要であり、政府は現在の對英一志二片の水準を維持する方針である。又中央、地方に物價委員會を設置し各種の物資について輸入の關係その他いろいろの原因をよく探究して、物の需要と供給との調節、配給組織の改善、暴利の取締など各方面につき適切な方策を講じてゐるのである。

國民はどんな方法で貯蓄すべきか

さて貯蓄するにはどんな方法ですればよいか。こんどの貯蓄奨励の運動ではその方法を限つてゐない。確實な方法でさへあれば如何なる方法によつてもさしつかへない。郵便局でときどき賣出してゐる國債を買つたりして國債に直接投資されることも勿論結構であるが、その他銀行預金、金錢信託、郵便貯金、信用組合貯金等になし、或ひは無盡、各種保険及び郵便年金等に加え、又は割増金附貯蓄債券その他各種の公社債などの類に直接投資する等各人の最も便宜とし、且つ最もすきな方法によればよいのである。

何處へでもよいからとにかく資金が累積されさへすれば、これらの資金は爲替管理によつて國外へ逃避することは出來ぬやうな仕組になつてゐるし、又國內では臨時資金調整法によつて資金が不急不憂の方面に廻つて使はれることがないやうな措置が充分に講ぜられてゐるから、貯蓄された資金は必ず國家的にみて最も有效な方面に利用されることとなるのである。

政府はどんな仕組でこの運動を行ふか

貯蓄奨励といふやうなことは、中央、地方を通ずる統一ある組織の下に全國民運動として官民眞に舉國一致これを行ふことによつてはじめてその實行を期待し得るものである。

政府は今回中央の機關として大藏省に國民貯蓄奨励局を置き、又各方面の意見をきくために委員會を設けることとしたほか、舉國一致の體制をとるため朝野官民凡ゆる方面の理解ある協力により貯蓄奨励の普及徹底を圖りたいと考へてゐる。そのためには外郭團體として國民精神總動員中央聯盟等と連絡をとることとしたのをはじめとし、貴衆兩院議員、教育家、宗教家等各方面の援助を求めねばならぬ。又、在郷軍人會、青年團、婦人會は勿論銀行、會社、工場等にも充分の御協力を願ひ、これらのものを通じて國民の一人々々に貯蓄奨励の趣旨を徹底せしめるやう努めねばならないと考へてゐる。

なほ貯蓄の實行に當つては各自が任意に行ふよりも、團體の力による方が實效を擧げやすいと考へられるので、第一線の機關としては職場を單位とし、或ひは地域を單位として「貯蓄組合」を結成し、俸給、給與、賞與等の支拂に當りその一部を天引して貯金せしめ、又は毎月収入の一部を貯金せしめる等貯蓄實行の斡旋を行はせる方法に依る計畫である。

尤も貯蓄奨励の實施に當つては、各地方に於ける政府資金の撒布の狀況その他の經濟狀態を充分に參酌して緩急宜しきを得るやうにすることは言ふまでもないことである。

結 び

大體以上説き來たつたところによつて、今回の貯蓄奨励運動の趣旨を諒解せられたことと思ふ。この貯蓄奨励の大事業が成功するかどうかは事變下の財政經濟政策の成否の岐るゝところであり、これが成功するに非ざれば、事變の目的の達成は至難であらう。われ國民はなんとしてこの大事業をやり遂げねばならない。これがためには國民は努力と忍耐とを要する。

凡そ如何なる事業をなすにも努力と忍耐なくしては、その效は收めることができない。國民は戦線にある同胞の艱苦を思ひ浮べて眞によく時局を認識し、今回の貯蓄奨励運動の趣旨を理解し、一致協力して日常の生活業務に際して油断なく貯蓄を實行してもらひたい。これによつてはじめて、この國家的大事業が成就されるのである。

われ國民は収入を増したると否とを問はず、今一度自分の生活を振りかへつて、少しでも無駄を發見し、貯蓄の餘地を見出したならば、明日といはず今日から、改善實行の歩を踏み出すべきである。國民一人々々の貯蓄は微々たるものであつても、國民全體が擧つてこれを行ふときはその總額は驚くべき巨額に上り、その効果は著大なものがある。例へば一億同胞が各、毎月一圓づゝ貯金するとすれば、一年には約十二億に上るのである。このやうな國民の努力と忍耐とが、結晶して八十億の貯蓄の増加を達成することは、實にわれ國民に課せられた報國の任務であると信するのである。

電力管理法の解説

逓 信 省

二十世紀の文明は電氣の文明であるといはれる。吾等の享有する文化は電氣の文化に外ならぬとまで稱される。事實、電燈に始まつた電氣の應用は、動力として工場に唸りを擧げ、石炭に代つて煙のない汽車を走らせ、熱としては家庭の臺所を簡易化し、電氣爐となつて製鍊工場に炎々たる焰を吐いてゐる。農村の電化は農夫の額からその膏汗をさへ拭き取るであらう。かくて電氣の供給を一層豊富且つ容易にし、内に産業の振興と國民生活の安定を計つて、外、生産力の擴充に基づく國防の完璧を期することは現下我が國の諸情勢に照し、正に喫緊の要務である。一世の視聽を集めた電力の國家管理に關する法律案は、今期七十三回帝國議會に於て本邦議會史上に前例なき前後六十一日間の長き審議を経てその成立を見、四月六日附官報を以て公布された。電氣事業界不安の根源であつた電力問題が解決し、電力統制の基本的立法が確立されるに至つたことは、邦家のため、寔に慶賀に堪へないところである。

(10)

電氣事業監督法規の變遷

我が國の電氣事業は、明治二十年十一月、東京電燈會社が東京市の一部に電燈の供給を開始したのに創まるが、當時は勿論、その後暫くはこれに關する統一的な法規はなく、夫々の地方廳が適宜取締規則を設けて居つたのである。ところが文化の進展に伴つて、電氣事業が急速に普及發達し、人畜に對する電氣の危険や漏電に因る火災等の事故が懸念されるに及んで、逓信省では始めて一般法たる「電氣事業取締規則」を制定し、明治二十九年五月、逓信省令第五號を以て發布、翌月一日から施行したのである。そして當時の行政方針は所謂保安行政であつて、危険豫防に重點を置き、公益事業者としての權利の擁護については殆んど顧みるところはなかつた。

(11)

日露戦後、色々の企業の勃興は、電氣事業に一段の興隆を促進し、漸く公益事業としての實體を備へるに至つた。そこで従來の保安的法規を以てしては、この駁々乎として發展しつゝある電氣事業を律するに幾多の不利不便が認められ、政府は事業の監督を一層嚴にすると共に、公益事業たる電氣事業の保護助長を圖らんとする法律案を第二十七議會に提出したのである。そして明治四十四年三月法律第五十五號を以て公布、同年十月一日關係省令と共に施行されたのが所謂舊「電氣事業法」である。

この法律はその後二回一部改正を見たが、昭和六年迄持續され、電氣事業の保護助長を主眼としたことは同法の一大特徴をなしてゐる。即ち或る制限の下に且つ相當の手續をふむことを條件として、電氣事業者に(イ)他人所有の土地立入權(ロ)竹木伐採權(ハ)公共用物の使用權(ニ)他人所有の土地並

びにその上部空間占有権(ホ)他の地中電氣工作物の位置變更權等を與へたのである。他方に於て事業の許可、工事の施行、その使用の認可、或ひは電氣料金に對する公益命令權等、公益事業の監督法規にふさはしい取締規定も設けられてゐた。

世界大戦は我が國の電氣事業をして驚嘆すべき躍進を遂げさせた。ところが戦後の反動的不況が昭和の時代に入つて益々深刻化し、電力の需要が減退する一方、戦時好況時に計畫された多數の大發電所が續々落成したため、戦時膨脹期に於ける積弊も加はつて事業者の困憊は極度に達し、事業合理化の必要が痛感された。かくて遞信省では電氣事業法の全面的な改正を企圖してその成案を第五十九議會に提出、昭和七年十二月關係勅令と共に實施した。これが現在の「電氣事業法」である。

その改正の要點は(イ)電氣事業者の範圍を擴張し(ロ)主務大臣に電力の統制に關する命令權を與へ(ハ)電氣料金(ニ)事業の合併或ひはその全部又は一部讓渡には主務大臣の認可を必要とし(ホ)電氣事業の監督を徹底するため、勘定科目及び諸計算書の様式を統一し、又各種の報告義務を新設、擴張したこと等である。ところが、その後澎湃たる庶政一新の氣運と國際情勢の急迫とによつて、國力の充實、國民生活の安定に大きな關係のある電氣事業の使命が再認識されると共にこれが機構の再檢討が、國策當面の問題としてとり上げられた。即ち電氣事業が多數の營利會社の分立經營に委ねられてゐる現狀では、貴重な水力資源の開発も勢ひ小規模不經濟のものとなり、火力發電についても或る事業者は大規模高効率の設備を徒に休ませてゐるのに、近接する他の事業者は小規模低効率

のものを一杯に運轉して、無用に電力原價を高からしめてゐる反面に於て、石炭石油等の莫大な燃料資源が消費されて居り、又電力の配給にも遺憾の點多く、現狀の儘では電氣事業の國家的社會的使命が達成されないものと認められたのである。茲に於て電氣事業を國家管理の下に置き、單一意思に依る計畫的經營をなすことが、その廣汎な公共性と特有な自然的獨占性に適ひ且つ經濟的でもあるとされた。このやうな見地に立つて今議會の協賛を得、公布されたのが電力管理に關する法律である。

電力管理に關する法律の概要

電力管理に關する法律は、今回新たに制定された「電力管理法」「日本發送電株式會社法」及び「電力管理に伴ふ社債處理に關する法律」と、これに呼應して改正された「電氣事業法」とである。「電力管理法」は電力國家管理の基本法であり、「日本發送電株式會社法」は國家管理の實務を行ふべき國策會社を新設するために制定され、又「電力管理に伴ふ社債處理に關する法律」は、この特殊會社に移さるべき電力設備を擔保とする社債権者の權益保護を目標として特に設けられたものである。そして現行「電氣事業法」の一部改正は、發送電部門の國家管理と照應して、配電部門にもその趣旨を一貫せんがためのものである。

次にこれ等諸法律の要旨について簡単に説明してみよう。

電力管理法

電力資源の大規模開發とその合理的利用、並びに豊富低廉なる電力を國家的意圖に即して合理的に配給せんとする電力國家管理の目的は、一元的經營をなすこと、即ち技術的、經濟的利益を最も顯著に收め得る發電及び送電部門の統一に依つてのみ達成されるとの見地から、本法は先づ政府の管理すべき範圍を統制上必要な發電及び送電に限定した。そしてその經營は「日本發送電株式會社」なる國策會社を設けて、これが獨占經營の任に當らしむることとしたのである。併しながら大資本を擁し、國策遂行の重任に就く本會社が、不知の間に専恣に陥り、その業務の遂行が適正、敏活を缺くときは、折角の意圖も徒勞に歸するからして、會社業務の中樞的事項たる電力設備の建設又は變更の計畫及び電力料金その他の電力需給に關する重要事項は政府が廣く朝野の達識練達なる人士を網羅した「電力審議會」に公正、妥當な意見を聞いて自ら決定することとした。これが本法運用の大眼目である。なほ既存の水力發電設備は評價に多大の日時を要するのと、設備の存する限りその使用水量は略決定されてゐるから、日本發送電株式會社に出資させないこととしたが、電力統制の實を擧げるためには管理上必要な限りこれ等の所有者に對し、發電及び送電につき適當の命令が出来るやうでなければならぬ。そして本法はこの命令權を政府に與へると共に、その命令が不當であるやうな萬一の場合があつて生じた損害に對しては、政府が補償の責に任ずることとなつたのである。

日本發送電株式會社法

(14)

本法は七章五十四條から成り、國策會社たる日本發送電株式會社の組織、特權乃至その義務等について詳細に規定されてゐる。その内容を章別に略説すれば次の通りである。

(イ) 總則

日本發送電株式會社は發電及び送電の一元的綜合經營をなし、國策の遂行の任に當るものであるから、本法は先づ會社の目的が電力設備をなし、政府の管理に屬する發電及び送電を行ふことにある旨を規定し、更に出來得る限り本會社をしてその本務に専念させるため、政府の命令又は認可があつた場合の外、附帶業務を營み得ないこととされたのである。なほ本會社の事業が、その性質上多額の資本を必要とするのに鑑み、その組織を株式會社として資金調達の便を圖り、又その業務が國防上の機密に觸れることも考へて株主と成り得る者の資格を日本人又は帝國法人等に限つたのである。

(ロ) 出資

發電及び送電の統一經營上必要な既存の電力設備は、水力發電設備を除いて本會社に出資させることとした。そしてこれ等電力設備の所有者又は利害關係人に對しては、その權益を充分に保全するため、出資設備の價格は、當該設備の建設費から減價償却金額を控除した金額と、當該設備所有者の過去十年間に於ける建設費に對する益金の平均割合を出資設備の建設費に乗じた金額を勅令の定める一定の利率を以て還元した金額との和の二分の一に相當する金額とされた。本會社は右に依り算定された價格に對して、六分乃至七分程度の配當を可能とする全額拂込済の株式を割り當てる。なほ出資

(15)

價格に不服ある者は通常裁判所に出訴し得るし、又電力設備の大部分を出資したため電気事業を繼續することが出来ぬやうになつた者に對しては、その残存事業設備の買収を本會社に請求し得るのである。そればかりでなく、株式の代りに現金の交付を希望する出資者に對しては、出資の日から三年間を限つて、本會社にその株式の買入れ請求をなし得る途も開かれたが、出資者の同意ある場合又は特別の事情ある場合には、現金の代りに政府の支拂保證ある本會社の社債券が交付される。

(ハ) 役員

本會社の重要使命とその巨大な事業規模等に鑑み、その經營に任ずる總裁及び副總裁は勅裁を経て、又、理事に付ては株主總會で選舉された二倍の候補者中から、いづれも政府が任命することとし、その職務権限、員數、任期等についても法定された。總裁、副總裁、業務を分掌する理事は、他の職務又は商業に従事することを得ず、又電気事業を監督する官廳の官吏であつた者は、五年間は主務大臣に於て特に必要ありと認められた者以外、本會社の役員となり又はその給與を受ける事務に従事し得ないことも特徴である。

(ニ) 業務

本會社の業務が適正に行はれてゐるか否かは、直ちに電力國策の使命達成に至大の影響を與へる。そこで會社活動の準則は特に命令を以て規定することとし、電力設備の建設、變更についても、政府が豫じめ決定した計畫に基づいて遂行させることとした。なほ電力國策は天然資源たる水力の利

用を竭して、廣く電気事業の設備利用、効率の全面的向上を計るに主力を置くものであり、殊に既存の水力發電設備は上述の理由に依つて出資させないのであるから、これ等設備の發生電力は全部本會社に買上げさせることとして資源の活用を計ることになつた。

(ホ) 特權

本會社は所謂國策會社の尤なるものであるから、その運營を圓滑にし、その存立を強固にするためには相當の特權が認められねばならぬ。即ち株金全額拂込前と雖も資本を増加することが出来、又社債の募集も拂込株金額の三倍まではなし得ることとなつたのである。更に登録税及び地方税たる不動産取得税が減免され、又會社設立後十年間は、本會社の株金額に對して年四分の配當保證も認められた。

(ヘ) 監督及び業務

本會社の使命に照し、その業務については特別の監督をなし得る途が開かれねばならぬ。定款の變更、利益金の處分、社債の募集、合併及び解散の決議、電力設備の處分及びその取得については政府の認可を要件とし、監督官を置いてその業務を常時監視させ、本會社の決議又は役員が行爲が法令又は公益に反するときはその決議の取消し又は役員を解任し得る。

(ト) その他

法令違反に對する罰則規定が設けられ、又會社の設立上必要な各種の經過規定が置かれた。

電力管理に伴ふ社債處理に関する法律

電力の國家管理に伴ひ、現に工場財團に屬する電力設備が、「日本發送電株式會社」に出資される結果、これを擔保とする社債の處理を如何にするかが考へられねばならぬ。そこで債權者の權益を害せず、殊に外債關係については國際信用を保持するため周到な考慮が拂はれた結果、特に本法が制定されたのである。即ち既存の電力設備が「日本發送電株式會社」に出資された後でも、依然として従來の工場財團に屬するものとし、原契約上課せられた負擔及び制限は原則として國策會社にも適用される。その元利支拂についても、必要あるときは政府又は會社に於て保證するのである。又出資者が當該社債の元利支拂を怠つた場合には、日本發送電株式會社は原債權者に代つてその支拂をなし得る外、工場財團に屬するものの全部又は大部分が本會社に出資されたこと等の事由に依つて、出資者に社債を負擔させて置くことが適當でない認められるやうな場合には、本會社はその工場財團に屬する殘存設備を買収した上、社債の元利支拂義務その他の負擔、制限を承継することも出来るのである。既存會社の社債權者に對しては、以上のやうに、その權益保護に萬全が盡されたのであるから、資産の變動を理由とする期限前の元利償還要求には應じないこととなつた。

電氣事業法中改正法律

配電事業は、その業務が複雑多岐であり、多分に商的要素を含み、しかも局地的地方的性質を有するため、國家管理の範圍から除外されたが、電力國策の大目的を首尾一貫して達成するためには、その

統制は一層強化擴充されねばならぬ。即ち電氣の普及、料金の均衡その他供給業務の改善を計るため、政府は供給區域の整理統合を命じ得ることとし、又電氣需給の圓滑を圖るために電氣の託送を命じ、資産の堅實、電氣の普及を期するため減價償却並びに供給の擴充をも命令し得ることになつた。

國民大衆の絶大な聲援と期待の裡に、紛糾を極めた電力國策も今やその全貌が具體化せらるゝに至つた。電力國策の目的とするところは甚だ廣大であり、又それだけに一層その使命の達成には幾多の困難が横たはり、相當の歳月を要することは當然である。併しながら未曾有の非常時局に際會せる我が國今日の内外諸情勢は、國力の充實、國民生活の安定に至大の關係を有する電力國策に待つところは甚だ多い。國民の協力、就中關係業者が充分に電力國策の眞使命を認識把握して、公益事業擔當者としての責務を自覺し、官民一致協力して本法が有終の美を納めるやう盡力されることを切望する次第である。

大陸開拓の戦士 満洲青年移民

拓務省

満洲青年移民の趣旨

満蒙開拓の崇高偉大な使命を遂行するため、純真な、そして質實剛健な青少年を満洲の現地で養成し、眞に理想的開拓者としようとの意見はかかなり以前から一部有識者の間に提唱され、既に一部で實驗されて來たが、憲政府もその必要を認め、昭和十三年度から一躍三萬人の青少年を大陸へ送り出すことに決定した。支那事變の最中、國費多端の折柄、政府がこの大事業を行ふ理由はどこにあるか、それには種々な理由が擧げられるのであるが、最も簡潔に説明するものとして、愛國行進曲の一節を摘記して見よう。その第二節に

起て一系の 大君を 光と永久に 戴きて
臣民我等 皆共に 御稔威に副はん 大使命

往け八紘を 宇となし 四海の人を 導きて
正しき平和 うち建てん 理想は花と 咲き薫る
とあるが、青年移民の趣旨は實にこゝに存してゐる。この歌詞を單に歌として面白半分に歌ふのでなく、その「大使命」を身を以て行ひ、「理想」を達成しようといふのが青年移民の根本趣旨である。

今や我が大和民族は建國以來の大理想である「八紘一宇」の皇道を四海に宣布し、諸民族を徳化、誘致して正しい平和を確立せんとする。一大發展期に際會して居り、島國日本は大陸日本に躍進しつゝある。従つて我が民族は正に大舉して大陸進出をなすべき秋である。皇軍の武威は四隣に輝いても、肝心の日本民族の多數が大陸に移住して眞に後進民族の指導者とならなければ本當の東洋平和は確立出來ない。ところが、我が國民はあまりに長く島國に逼塞してゐたために島國

根性が強く、そのまゝ大陸に移動しても先住民族との融和や、大陸開拓の上に若干の缺陷がある。そこで將來の日本を考へれば、國民の全部に大陸認識を與へ、或ひは一定の年齢の間、大陸で教育することが必要でもあり、理想でもある。この理想の一端として青年移民には三箇年の現地教育と、開拓訓練とを施すこととなつたのである。いはゞ青年移民は日本民族の最前衛として、建國の理想を植へ付けて行く大陸開拓の平和の戦士で、國家がこれに期待するところは絶大なものがある。

驕つて、内地農村の現状を見るに、就職適齢期(略、満十五歳)に達し職業を求めて離村する者年々約二十萬を下らぬ状態であり、一旦就職しても、將來の保障や昇進に希望を失つて前途に悩む青少年は頗る多い有様である。近來第二の國民について體位の低下が重視されてゐるが、根本原因は青少年に明るい經濟的環境が恵まれないことに基因するといはれてゐる。青少年に存分の活動天地を與へ、その發揚たる活動力を十分に發揮させることは、單に大陸發展といふ國家の目的に副ふばかりでなく、進出する者には洋々たる前途が拓

け、殘る者にも苦境を緩和することとなつて、體位向上の問題などは副産物として容易に解決されると思はれる。

又一方満洲國の内部にそれだけの青少年があることは、治安の確保や、鐵道の警備にも役立つ、兵站線を擴大することにもなるが、これ等は青年移民に附隨して齎される効果であつて、青年移民本來の目的ではない。青年移民本來の目的は純然たる大陸開拓であり、大陸國民の養成にある。青年移民は我が國及び我が國民にとつて永久の問題であるところの大陸經濟をしつかりした基礎の上に立つてやらうと云ふ國家百年の大計であつて、單なる事變の波に乗つた泡沬的の浮調子な事業とは全然その趣を異にする。従つて青年移民に對する國家及び國民の負託は大きなものがある。

今回の青年移民と從來の壯年集團農業移民との關係についていふと、政府は昭和七年以來昭和十一年迄に集團移民二千八百戸を送り出し、昭和十二年からは二十箇年百萬戸の移民國策を樹立して、先づその初年度である昭和十二年に六千戸を送り、昭和十三年度にも六千戸を送り出すことになつてゐる。一方青年移民

として三萬人の送出が決定されたため、本年の送出人員は三萬六千人となり、移民國策はそれだけ促進されることとなつたわけである。

滿洲青年移民の沿革

海を隔て、氣候、風土、文化の異なる大陸で、純真な青少年を訓育し、理想の開拓者を養成するには慎重な用意が必要である。

ところがこの計畫は、昭和九年から實地に試みて見た結果、全然心配がないといふ好成績を如實に示した。そこでこの尊い實驗臺に上つた先驅的青少年のことを紹介しよう。

先づ最初に行つたのは三江省の饒河に「大和村北進寮」を作つた少年隊である。饒河は東部滿洲國境の北部烏蘇里江に臨んだ國境町で、一衣帯水を隔て、ソ聯邦と相接する滿洲の中でも邊境中の邊境である。かういふ邊境で日本の青少年が立派な成績を挙げれば、それこそ全滿何處へ行つても大丈夫である。

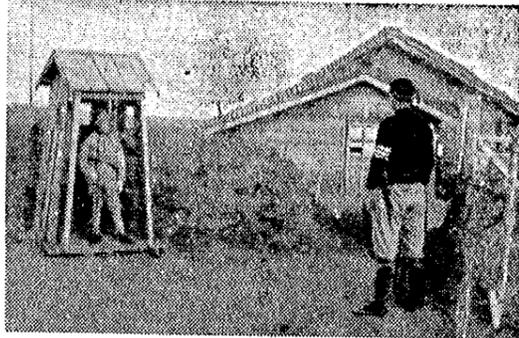
これを計畫したのは滿洲移民事業の大恩人で、今次支那事變に出征中名譽の戦死を遂げられた故東宮鐵男

大佐(當時中佐)であつた。この東宮大佐の計畫は、茨城縣國民高等學校長加藤完治氏や大谷光瑞師等の支持を得て、昭和九年九月十六日饒河縣城北進寮を開設し、十五歳乃至二十歳の有爲の青年十四名を收容した。この青年達は實に身命を師に預け、勇躍渡滿したのであつた。

寮生の心得としては(イ)建設の基礎たる修養をなせ、(ロ)犠牲心を養ひ、日本人先づ團結せよ、(ハ)大和民族の大使命を自覺せよの三箇條が定められてゐる。

青年隊は入所以來困苦と缺乏とに見舞はれた事も屢あつたが、流石に先驅者の名に恥ぢずこれを見事に克服して、今では洋々たる前途を樂しむやうになり、寮生も八十餘名に増加してゐる。現在開墾されてゐる耕地は四十町歩内外に及びトラクター二臺で開墾を進めてゐる。又建築物も寮舎の外に訓練所を新設し、電話も架設して縣公署、守備隊等とも連絡をとり、附近の有望を集めてさながら「青年隊の饒河」の觀を呈してゐる。

次に青年移民の新計畫樹立に先だつて渡滿したのは



龍江省伊拉哈に開設された嫩江開拓訓練所に入つた青少年隊である。昭和十二年の夏、長野縣から百二十三名が渡滿してこれに合流した。この嫩江開拓訓練所は

たのである。又同年暮に宮城、岩手等の青少年二十七名が渡滿してこれに合流した。この嫩江開拓訓練所は

龍江省伊拉哈に開設された嫩江開拓訓練所に入つた青少年隊である。昭和十二年の夏、長野縣から百二十三名が渡滿してこれに合流した。この嫩江開拓訓練所は

名、山形縣から百二十二名、その外宮城の三十一名、新潟の十一名、愛知の四名、埼玉の二名、合計二百九十三名が、茨城縣の内原農場(今の青年移民訓練所)で一箇月の内地訓練を受け、八月、九月に渡滿した。

一萬人位を收容する程度に擴張し新計畫による青年移民の訓練所に充てることになつてゐる。訓練所の附近は低い丘が緩やかに起伏してゐる理想的な廣漠たる地帯で、五里四方殆んど未だ嘗て鋤を入れたことのない處女地で、この訓練所は滿洲移民を血と熱とで成功させた人格識見共にその譽高い第一次移民團長の山崎芳雄氏で、青少年達に行届いた理想的の訓育を行つてゐる。

新計畫の全貌

今次の新計畫は内地の純真な青年を多數滿洲大陸の開拓に送るにある。まづ差し當り昭和十三年度に三萬人の青年を送り出すこととし、全國道府縣別にこれを按分配當して募集の上、内地で約二箇月の訓練を施した後渡滿させ、更に現地の訓練所で約三箇年間農民に必要な身心の鍛錬を行ひ、建國精神を徹底させ農業技術を習得させる。そしてこの現地訓練を終了した者は逐次既定計畫の集團移民となし夫々獨立させることになつてゐる。

青年移民の主務省は拓務省であるが、陸軍省、文部

省、農林省、厚生省、鐵道省、選信省等もそれらの立場に於てこれに協力してゐる。民間でこの事業を助成するものとしては滿洲移住協會があり、又内地農村問題解決の觀點から農村更生協會が協力し、更に青年運動の立場から大日本聯合青年團が積極的に活動してゐる。地方では府縣廳を始め市町村役場、移民關係團體その他で青年移民の仕事を取扱つてゐる。

青年移民の應募資格は算へ年十六歳（早生れの者は十五歳）から十九歳迄の青少年である。早生れだと十五歳で高等小學校を卒業するから、卒業後はすぐに應募出来ることになる。それから身體が強健であることと意志が鞏固であることとを必要とするが、學校ほどの程度でもかまはぬことになつてゐる。

青年移民を希望する者は市町村長、學校長、又は青年團長その他關係團體長に申し出で、その推薦を経て願書一通、身上書二通、戸籍抄本二通を市町村經由の上、縣に提出（用紙は市町村役場にあり）することになつてゐる。

次には銚子といふことになるが、これは體格検査が主で、呼吸器病、神経系疾患等の既往症ある者、又は

身體薄弱で滿洲の風土、勞働に堪へぬ恐れある者は採用されない。それから簡單な口頭試問で人物試験を行ひ、これで身體も人物も良いとなると採用されることになる。

採用の通知を受けた者は縣で指定した場所へ一旦集合し、ここからは縣廳の係員が内地訓練所へ引率して行くことになる。

内地訓練所

青年移民の内地訓練所は茨城縣東茨城郡下中妻村内原にあつて、所長は加藤完治氏である。全國各府縣の青年移民採用者は全部この訓練所に入り、約二箇月間の訓練を経た上で渡滿する。内原訓練所は常磐線、水戸から東京寄り二つ目の内原驛で下車して徒歩約二十分位の行程にあり、附近は殆んど平坦地で松林に圍まれ、清楚な環境である。

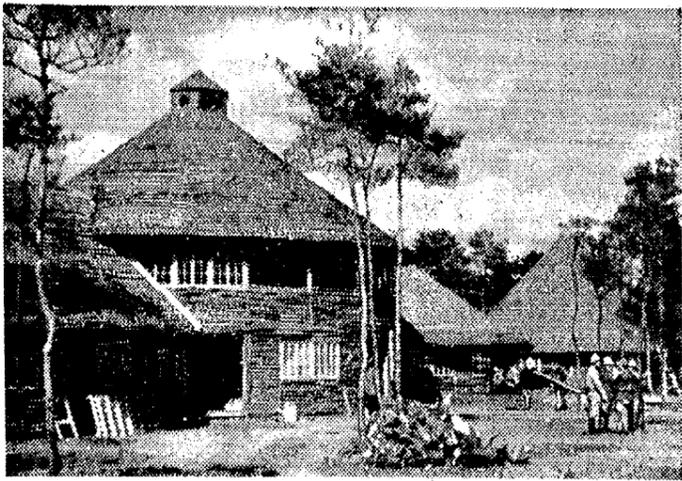
青年移民は日本民族の理想をしつかり掴んで民族的大陸行進の先頭に立つものであるから、是非とも一貫した精神的基調がなければならぬ。それには一つの統一ある精神教育が必要となつて来る。そこで全國の

青年移民を一旦この訓練所に收容して一萬人内外の團體生活をなさしめ、大陸開拓先驅者としての魂を深く打ち込むのである。

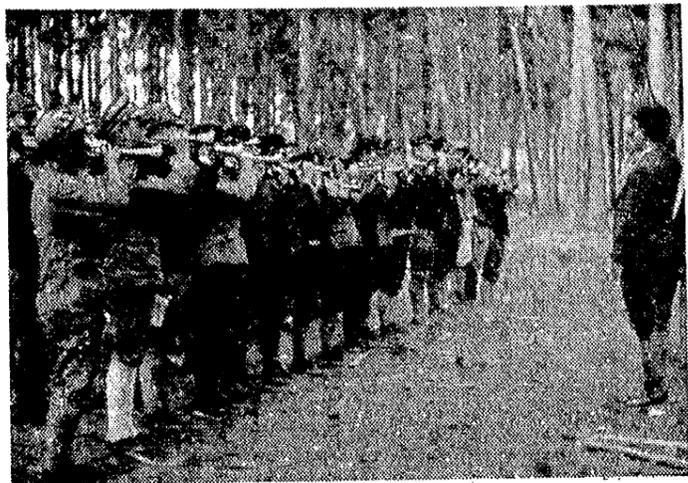
宿舎は全く虚飾を去つた簡易な日輪宿舎といふもので、松林から伐り出した材木で骨組を造り、板で周圍を張り、屋根は杉皮を張り、床は高く、藁を敷いてする。一つの宿舎には六十人を收容出来る。訓練生は六十人一班となり、五班で一中隊を編成し、指導員が中隊長となる。

日課は午前六時起床、六時半點呼禮拜を行つた後、體操、教練を行ひ、七時半朝食、九時から十一時半迄學科、教練、武道或ひは實習を行ひ、零時半晝食、二時から日没迄實習又は教練を行ひ、六時半夕食、次いで入浴し、八時半迄自習し、八時半禮拜を行つて九時消燈就寢といふ規則正しいものである。従つて青少年達も日を経るにつれて見違へる程秩序立つた行動をするやうになつて来る。

この二箇月間の内地訓練を終ると、渡滿前に一旦東京に集まり皇居を遙拜し、明治神宮に詣りて、出帆港に向ふのである。



茨城縣内原訓練所の日輪宿舎



り振練訓の所練訓原内

現地訓練所

内地訓練二箇月を終へ、指導員附添の下に渡満して現地訓練所に入り、約三箇年の訓練を受けるのである。現地訓練所は五箇所に分れてゐるが、その所在地は次の通りである。

訓練所名	所在地	最寄驛名
嫩江	龍江省嫩江縣伊拉哈	寧安線伊拉哈
沙蘭	牡丹江省寧安縣沙蘭鎮	同佳線東京城
鐵嶺	浙江省鐵嶺縣鐵嶺	滄北線綏化
勃利	三江省勃利縣勃利	同佳線勃利
遜尼	黑龍省遜尼縣遜尼	北黑線遜尼

そして昭和十三年度中に各訓練所へ入る人員は嫩江へ一萬人、沙蘭鎮へ七千人、鐵嶺と勃利へ各五千人、遜尼へ三千人であり、同一府縣の出身者はなるべく同じ訓練所へ入所させる豫定である。地區は何れも高燥でそれ〴〵二萬町歩から四、五萬町歩の敷地を有し、水質や治安、交通の關係も良好であるから、青年移民訓練所としては誠に好適地である。

さて現地訓練所は中央に本部を置き一萬人を五大隊に分ち、一大隊は六中隊に、一中隊は六班に分れ、一

班は六十名位から成る。一中隊約三百三十人を訓練の單位とし、これに中隊長の外農事主任、教練主任、事務主任が付き、大隊にも本部があり、醫師、看護人等が配置される。

設備としては宿舎だけで二百棟、この外倉庫の九十棟、講堂の三十棟を始め、神社や事務所、作業場、醫務室、加工場、農具倉、炊事場、浴場、資倉、自動車庫、衛兵所、彈藥庫等を入れると棟数だけで千四百五十棟に達する。備品はトラック、トラクター、有線電話、病院設備、兵器附屬品、測量器、乘馬具、製材用具、炊事用具、農具、精穀機、醸造器具、伐採用具、金屬工具その他、挙げれば限りがない。宿舎は差し當り地下を掘下げて造つた天地根元造りといふ様式のもので、先遣隊は一時をここに入つた上、自分達の宿舎を作つては住んで行くといふ風に、建築についての體驗までも積んで行く。訓練用耕地は一人當り約二町歩を用意してあるから、入植の翌年目位から食糧などは大體自給自足で進むことが出来る。現地訓練所の大體の訓練方針は一年を通じて五百時間を學科に充て、三百時間は教練、武道を行ひ八百時間を實習時間に充てる方針である。學科には滿洲語、歴史、地理及び農業、畜産に関する理論、その他必要

なものが取り入れられ、教練、武道、實習を通じて心身を鍛練する。この生活は内地訓練所の生活と略同様で、未明に起きて遙拜、國旗掲揚、教育勸語の捧讀、君が代の合唱、日本體操(やまとばたき)を行ひ、晴耕雨讀で規則正しい教育、訓練が続くことになる。又現地訓練中は必要な日用品が支給され、冬になれば冬服に防寒外套、防寒用の帽子、靴も支給されるから、實家からの仕送り等は全然不必要である。

現地訓練終了者の將來

現地訓練が愈々終つてから青年移民がどうなるかといふと、これは大部分集團移民に採用される。そして補助金(約一千圓)の支給を受け、外に十町歩の耕地と放牧地若干町歩(村の共有)の分譲を受けることになつてゐる。

青年移民がどんな順序で農業者として獨立し、妻帯し、一家を構へて行くかを概略述べると、先づ現地訓練を終了した者は先遣隊として青年移民訓練當時の指導者が團長となり、この外に、農事、畜産の指導員や醫師が附添ひで新しい土地に入る。普通三百戸位が一

共同炊事場の話

我々の生活にとつて、三度の食事ほど大切なものはないことは今さらいふまでもない。ところが日本人には昔から米飯と澤庵、梅干さへあれば、といった風習があり、一般の家庭はともかくとして、工場などの食事について見ると、栄養上、保健上、ひいては産業能率の立場並びに體位向上のために寒心に堪へないものがある。どうしたら工場労働者に栄養價値のある食事を、経済的にかつ能率的に提供出来るかは、この事變下にあつては特に焦眉の問題となつてゐる。

そこで今度、厚生省労働局では、この工場食改善に乘出し、大工場の栄養改善施設を指導し、工場食擔當者講習會の開催等を勸奨する一方、特に従來看過されがちであつた中小工場の栄養改善案として栄養食配給の共同炊事場の設置を奨励し、簡易保険積立金を運用して今年度中に全國に約百箇所新設する豫定である。共同炊事場とは、中小工場が密集する地域にあつ

て、工場關係者が共同で炊事組合のやうな組織を作り、共同出資又は便宜な形で經營する炊事場のことである。ここでは栄養の専門家が栄養食の獻立を立て、衛生的な設備で、その日々の食事を作り、組合員たる工場労働者や時にはその家族に配給し工場主婦や炊事係員の勞を省く仕組になつてゐる。

この方法は、大正八年愛知縣三河織物共同炊事場が出来たのが始まりで、その後岐阜、愛知にも各一箇所、昭和八年埼玉縣川口市の青木に出来たところから全國的に擴がり、現在約七十箇所を數へるに至つた。

共同炊事場の特點は、まづ経済的に見て、材料の多量購入のため安く上ることである。一工場單獨でやつてゐた時は一人前一日分三十五錢乃至四十錢もかゝつてゐたのが、二十五錢位で出来、しかも、共同炊事場では栄養士が腕によりをかけて研究するから、安くてうまいもの、カロリーの多いものが食べられると喜ばれてゐるところも多い。又一面この共同炊事場を利用するため、主婦が炊事の手間が省け裁縫や洗濯をする時間も多くなり生活改善に役立つてゐる實例もある。この栄養食の共同炊事場が健康にどういふ影響を及ぼ

したかについては、埼玉縣下四一三工場、四千三百二十二名の栄養食改善後一年の疾病率が、消化器疾患五九・〇五%、呼吸器疾患七〇・二七%、脚氣八九・六八%、神経系疾患七四・六〇%、感冒六五・一五%、總平均で六七・〇七%減少したといふ驚異的な數字が示してゐる。

更に同一食物を同一食卓で大勢が食事することが、相互親密に役立つことも大きな利點である。さて共同炊事場の組織は、今までのところ別に基準はなく、工場主の申合せ組合によるもの、産業組合組織によるもの、織物工業組合の經營してゐるもの、株式會社組織のものなどがあり、法人組織では設備費を簡易保険の積立金から借入れることも開かれてゐる。設備、配給の規模は、實情を見ると、八百圓位かけて一日延べ六百食位を配給してゐるものもあれば、三萬圓もかけて堂々たる施設を行ひ延べ六千食位配給してゐるものやまちまちで、食費は農村一日三食二十錢、都市三十錢あたりが標準のやうで、共同炊事場の中には着々實績を收め多額の積立金をもつてゐるところもある。(厚生省の資料による)



東京の共同炊事場

帝國海軍の活動

海軍省海軍軍事普及部

支那事變勃發以來、こゝに十箇月、我が勝々の戦果は大陸を覆ひ、皇威のもと新しい支那の建設が著々と進められてゐる。この間、帝國海軍が、陸軍と協力の下に、或ひは上海の陸上作戦、敵空軍の撃滅に、或ひは海上制壓に、或ひは沿岸の交通遮断、水路の閉鎖等に活躍し、世界戦史に記録されるべき幾多の輝かしい功績を挙げたことは、屢々報道されたところであるが、いま改めて事變以來の活動のあとを總括しその全貌を示すこととしよう。

海上制壓

海上制壓は最も重大な意義を有し、今度の支那に於ける我が陸海軍の作戦の根柢を成すものともいふべく、我が海軍が優勢な兵力を以て斷乎海上を制壓し、完全に制海權を掌握してゐるために、陸軍の海上輸送も海上交通連絡も、又支那船舶の交通遮断も、その他の海軍作戦も敵水上艦艇に何等の顧慮を要することなく

極めて安全に行はれたのである。かの世界大戦に當り英國がドゥバア海峡を渡つて西部戦線に軍隊を送るに際し多大の苦心が拂はれた事實を想起する時、假りに日支間の海軍力の優劣が地位を變へたとしたらば如何なる結果に立ち至つたであらうか。その結果は誠に思ひ半ばに過ぎるものがある。更に又、帝國海軍の儼然たる存在は無言の威力として國際聯盟や九箇國會議を始め列國の不當な干渉を防止するに充分なものがあつた事を銘記せねばならぬ。

居留民の所在地の警備

これは事變當初のことであるが、蘆溝橋事件發生後、抗日侮日の氣勢は急激に支那全土に進展して、中支兩支、就中上海を中心に揚子江上流の各沿岸都市に居留民の生命財産の危険をさへ感ずるに立ち至つたので、全部引揚の方針に決定し、我が軍艦護衛の下に何等の事故なく揚子江流域、廣東省、福建省及び青島方面の

我が居留民の引揚げを完了するを得た。この間警備並びに居留民引揚げに關與した我が將兵の苦心の程は察するに餘りがある。

上海陸戦隊の奮闘

上海特別陸戦隊は、八月十三日支那兵の挑発的不法射撃に對し、已むを得ず應戰するに至つてから、常に勇戦奮闘間斷なき敵兵の攻撃を撃退して武威を中外に輝かした事は、普く人の知るところであつて、特に寡兵よく敵の大軍に當り殆んど奇蹟的とも思はれる程の悪戦苦闘に耐へた事は戦史に特例を残したともいへよう。

客歲十月二十七日、陸軍の大場鎮方面占據と響應して一舉閘北一帯を占領し租界の安全を確保し次いで浦東南部方面の敵を陸軍と協力撃退し大上海をして戦火の巷から復興の希望へと導き、現在殆んど平和状態に立ち歸らしめたのである。

支那船舶の交通遮断

支那沿岸に於ける支那船舶の交通遮断は、去年の八月二十五日以來行はれてゐる事で、幾々二千數百に互る廣い洋上警戒見張りには、想像に餘りある困難な作業であり、日露戦争時代、旅順の封鎖に苦闘を嘗めた

先輩の事蹟に比べ感慨無量なものがある。特に冬期寒風吹き荒ぶ支那海の怒濤澎湃たる中での哨戒勤務や、炎暑灼くが如き南海の見張り作業にあつて、常に見えざる敵に備へての奮闘、或ひは廣東の咽喉たる虎門要塞前面の九箇月に互る封鎖の如きは皇軍の將兵にして始めてよく耐へ得る處であらう。

沿岸交通遮断の成果は最近特に廣東省方面に顯著に現はれて、同方面は米麥野菜等の食糧品が極度に缺乏し強制的に食糧を調節するに到り、又貿易の頓挫、關稅、鹽稅等の激減は國民政府の財政經濟に影響する事甚大で、直接必要な武器彈藥の輸入に當つても西部國境を越えて佛領印度支那、ビルマ等の方面から輸入の途を講じてゐる事に依つてもその困難は窺はれるのである。

海軍航空部隊の活躍

海軍航空部隊の活躍については既に周知の事實であるが、今や廣範圍をその風翼下に制壓し、遠くは甘肅省蘭州、四川省重慶に迄その威力を逞しうし事變前に建設された支那空軍は殆んど壊滅し、最近主としてソ聯製機が活躍してゐる状況であるが、四月一日迄に於ける我が海軍の撃破した支那飛行機數及びこの間に於ける我が損害は左の通りである。

○事變發生以來四月一日に至る我が海軍の撃破せる支那飛行機数

撃墜	三四一	計	三八〇
地上爆破	四四六		四九二
計	七八七		八七二
			七八機

○事變發生以來の我が損害

又揚子江及び廣東方面で支那海軍に加へた打撃は徹底的なものであり、今日迄に沈没擱坐若しくは大破したものは巡洋艦七隻、砲艦八隻、驅逐艦水雷艇等計十八隻に達し支那海軍の主力は殆んど全滅の状況である。なほ又支那陸軍部隊兵舎、砲臺、兵器工廠、彈火藥庫、その他の軍事施設及び軍隊軍需品輸送の大動脈とも稱すべき粵漢、津浦、京滬、廣九、浙贛各鐵道の要地要衝を爆撃して多大の効果を擧げ最近粵漢鐵道の損害大で、南方よりの唯一の軍需品輸入路を塞がれたために、或ひは鐵道線路に平行の軍用道路を建設したり、或ひは前述の如く西境佛領印度支那やビルマ方面へ自動車道路の建設に狂奔してゐる有様である。これは一方支那沿岸の交通遮断と共に支那の所謂長期抗戦に止めをさす重大原因たる事は疑ひない。

揚子江水路の啓開

支那側は揚子江要所々々に商船、ジャンク等を沈

没させ、或ひは機雷を敷設して水路を閉塞したため、一般艦船の通航不能となつたが、我が江上艦艇は多大の危険を冒して水路を啓開し、遂に陸軍の南京攻圍に呼應して江上に萬餘の敵を撃滅した。今日に於て可航水路は既に過般蕪湖の上流に達してゐる状況である。

青島、芝罘等の要地占據

これは既に公表された通り、一月十日拂曉突如陸軍隊を青島に揚陸一兵も損せずして我が光輝ある軍艦旗を翻し次いで上陸した陸軍と協力、同方面の治安の回復に當り又我が封鎖部隊の一部は陸軍の進撃に呼應して二月三日芝罘を占據し爾後屢々來襲する敵の逆襲を退け敢然同地附近の要衝を堅めてゐる。

陸軍との協同

陸軍との協同については、陸軍輸送船隊の護衛及び輸送、上陸援護、陸上戰團に對する航空部隊、江上艦艇、陸戰隊等の協力が主なものである。中にも南京に向つて急進する陸軍部隊の彈藥糧食は砲艇隊の啓いた黃浦口、大湖方面の運河が利用されたといふ挿話もあり、常に陸海軍の協同が完全に行はれて多大の戦果を擧げ世界の戦史に未曾有の陸海軍一體の實を示したものとふべきである。

以上述べた海軍の行動は、何れも當面の事態に對して必須のものであつて、出陣目的達成に對する寄與極めて多大であつたことは疑ひを容れぬところである。そして今後に於ても、支那の長期抗戦打破のため有効適切な方策を講じ、速かに終局の目的を貫徹せねばならぬことは勿論であつて、海軍でも諸般の準備を完結し、長期戦に對し萬遺憾なきを期してゐる次第である。

鑒つて支那の情勢を考察するに、首都南京の陥落を契機として國民政府は奥地各所に分散して、一地方官權、地方軍閥と化し去り、陸軍はその精銳を消耗し、海軍は全く殲滅し、空軍は第三國よりの輸入補充により僅かに蠢動を續けてゐるが、連續敢行される我が爆撃のために到底再起の見込なく、制空權は我に歸した。殘存軍隊も亦既に戰意衰へ、その上内政、財政上の危機に直面してゐる現状である。

一方北支並びに中支には、將來我と提携して明朗新支那建設の意氣に燃える新政權が樹立され、銳意國家體制の基礎確立に努力し、著々その實效を擧げつゝある今日、蔣介石が徒らに叫んでゐる長期抗日も實は國內情勢による壓迫と、赤魔の脅威とに基づく斷末魔の喘ぎに他ならない。舊政權の末路は寧ろ憐むべしとい

ふべきである。

併しながら、溺れる者は藁をも掴むの譬に漏れず、この際第三國の援助に縋り、相當期間執拗に抵抗をつゞけることは、從來南支並びに外蒙方面からの兵器、軍需品輸入の事實から見ても想像に難くないところである。或ひはかくの如き手段により、我が國と第三國との間に係争を惹起せしめ、その間好機を捉へて國際情勢を彼に有利に展開させようとの魂膽とも思はれる。それは、舊政權の挽回、覺醒ない今日、所謂長期抗日は彼最良のものであるとか、或ひはこれに成功の目算がある故に採るに至つたとかいふものではないと思ふ。

いづれにせよ、支那は現在既に非常な窮狀に置かれてゐる關係上、第三國の支援がない限り比較的短時日に屈伏するに至るであらうし、又假に支援があつたにせよ、長期抵抗を續行し得るとは考へられない。帝國が徹底的膺懲を決意し舉國一致の長期戦態勢を整へた今日彼等は結構亡國の一途を辿りつゝあると云ひ得よう然し油斷は大敵である、此の際益々堅忍持久盡忠報國の念を堅くし、萬難を排して東亞永遠の發展に寄與すること我々に課せられた大使命と確信するのである。

殘敵の掃蕩續く

陸軍省新聞班

一 厚和方面従來の綏遠は厚和と改稱された

厚和の西南方地區に活動中の馬占山軍は、三月末から四月上旬にかけて黄河を渡河し、武川方面を脅威するに至り、五原方面の門炳岳軍も亦これと呼應して同方面駐屯の内蒙軍に壓迫を加へつゝ、全面的に東進を始め、又東勝方面にあつた敵第八十六師は一度我が航空部隊の爆撃に會ひもろくも敗走したが、その後再び勢力を盛り返し内蒙軍の第一線に對し攻勢的態度に出るやうになつた。

以上の如き情況に鑑み、我が軍は四月十五日頃から討伐を開始したが、その攻撃は順調に進展し、十七日には武川南方地區に於て空陸呼應、馬占山軍に一大打撃を與へた。

二十二日馬占山は、僅かに手兵四百を率ゐて、固陽(包

頭北方)東方約五里銀號附近を、西方に向ひ潰走中で、我が軍は近く追尾し急追中である。

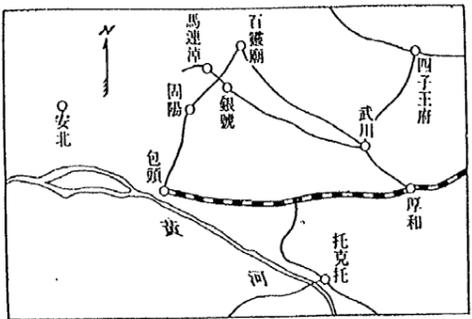
二 黄河以北殘敵掃蕩

イ、十五日拂曉約五、六百の敵は渡縣に來襲し、又同日午後六時半頃約四百の敵は同地東方に於て我が大行李部隊を襲撃したが、悉く我が軍に撃退された。敵の遺棄せる屍體約百で我が方は戦死一、負傷一を生じた。

ロ、十八日朝山西南部の平陸守備隊は、同地北方に於て約四百の敵を攻撃潰走せしめた。この敵は第百三十二師に屬する部隊で、遺棄屍體、連長以下約百三十、鹵獲品は輕機八、小銃六十五、迫撃砲一、その他彈藥多數であつた。

同日更に平陸に敵の來襲あり、我が軍はこれを邀撃して殲滅的打撃を與へたが、敵の遺棄せる屍體は營長、連

厚和方面要圖



長以下約二百五十に達した。この日の二回の戦闘に於て我が軍は戦死十九、負傷十三を生じた。

十九日には平陸西北方約八里張村に、千六、七百の敵が南方及び北方から我が軍に對し攻撃して來たが、守備隊は勇躍各個撃破の策に出で、悉くこれを撃退した。敵の遺棄屍體四百八十二、鹵獲品は輕機十四、彈藥多數である。我が方は僅かに戦死一、負傷四。

ハ、焦作(新郷西方)守備隊は十八、十九日の兩日に互り同地東北方地區の討伐を行ひ、約三千の敵を發見猛攻を加へて潰走せしめた。敵の損害は遺棄屍體のみでも約二百に達し我が方は負傷五のみである。

ある。

ニ、蒲縣は二十二日朝來、約二千の敵の攻撃を受けたが激戦の後夕刻完全にこれを撃破した。敵の遺棄した屍體約三百、我が損害は負傷十四である。この敵は第六十一師に屬する部隊であるが、極度に食糧の窮乏に陥つたので以前敵の糧秣の集積地であつた蒲縣を奪回しようとなつた。

ホ、我が軍の一部は運城から榮河に向ひ前進中、十七日午後榮河の東南方に於て約千の敵と遭遇し、激戦の後これを撃破して十八日朝榮河に入った。

三 山東南部

イ、沂州方面に向つた我が軍の一部は十九日敵の右翼方面の據點であつた同地を占領し、續いて二十一日沂州南方約五里李家庄の敵を攻撃してこれを陥れ、二十四日拂曉遂に山東省南部省境の要地郟城を攻略した。

ロ、嶧縣附近に轉進して侵入して來た敵を反撃中であつた赤柴、福榮、片野等の諸隊は内線作戰の妙諦を發揮し、逐次各方向の敵に反撃を加へて壓迫してゐたが、四月十八日遂に敵線を突破し追撃を續行し、十九日には

チンバレン首相とイーデン外相との間に意見の對立を來し、二月二十日、遂にイーデン外相の辭職を見るに至つた。かくしてイーデン外交を轉換したチンバレン首相は、早くも翌二十一日、ロンドン駐在の伊大使グランデ伯に對して英伊國交調整に對する伊政府の意向を徵するところがあり、英伊會談への一步を踏み出した。また伊太利側に於ても、イーデン外交の轉換によつて、著しく態度の緩和を示したので、忽ち英伊會談は本格的に進行し、愈、三月八日、ローマ駐節の英大使バース卿は英外務省南歐局長イングラム氏を帶同して、キジ宮にチアノ伊外相を訪問し、英伊會談の幕が開かれたのであつた。

かくして會談は着々と進められたが、三月十一日、突如として勃發した獨逸合併問題に對し、英佛兩國からオーストリアの獨立保障に關する對獨共同動作が提案されたが、これに對して伊政府が拒否した等の経緯があり、英伊會談も一時挫折するのではないかと見られてゐたが、獨逸合併によつて作り出された歐洲の緊迫せる情勢は、却つて英伊會談の進捗に拍車をかけたかの觀もあり、以後も順調に會談は進行を續け、十

六日ローマの外務省に於てチアノ伊外相とバース英大使との間に協定の調印を了し、引き続き協定中の埃及に關する部分について、埃及公使も調印に参加した。

二 協定の内容

英伊協定の内容は、議定書並びに附屬書と交換公文及び善隣協定の三部から成つて居り、先づ議定書の冒頭に「英伊兩國關係の平和と安全とを強固にして恆久的の基礎を與へるために相互の利害に付き協定に到達するため交渉を開くことに決定した」とあり、またその效力の發生に對して「兩國政府の同意によつて決定した期日」と書かれてある。なほ「效力を發生すると共に埃及政府を本協定に参加せしめるために同國と交換を行ふ」と定められて居り、この埃及との交渉は、スーダン、ケニヤ、英領ソマリランド及び伊領東アフリカの各地に於ける國境の劃定及び英伊兩國の權益並びにスーダンと伊領東アフリカの通商問題を含むものであるとされてゐる。

議定書の附屬書には、左の八項目が記されてゐる。

(一) 一九三七年一月二日、ローマに於て調印された地中海に關する宣言及び一九三六年十二月三十一日の西部地中海に於ける現狀に關する交換書を確認する。

(二) 兩國政府は毎年一月、地中海、紅海及びアデン灣、及びアフリカに於けるスーダン、英領ソマリランド、ケニヤ、ウガンダ及び北緯二十度及び南緯七度を以て境とする地域内に於ける行政機構の改革及び海軍並びに空軍兵力の配備狀況に關して報告を交換すると共に、地中海の東經十九度以東及び紅海に新らしき空軍根據地の建設を決定する以前に於て通告する。

(三) サウドアラビア及びイエメンの獨立の保全を尊重し、互にその領土内に於て政治的性質を帶ぶる特權的地位を獲得せず。その他紅海内の諸島嶼、英國の保護の下にあるイエメン、サウドアラビア國境の東南地帯アデン英保護領に關聯して相互の利益を調和する。

(四) 相互に相手方を誹謗するが如き宣傳を禁止する。

(五) 一九三六年四月三日及び一九三六年十二月三十一日に、伊太利政府及び伊太利外相が英政府及び英大使に與へた、ツアナ湖に關する保障を確認する。

(六) 一九三六年六月二十九日國際聯盟に對して伊太利政府が保障したところの、伊領東アフリカに於ける土民を警察及び地方保安以外の事務に従事せしめないとの原則を再

確認する。

(七) 伊領東アフリカに於て英國人に對して完全なる宗教の自由を保障することを宣言する。

(八) 一八八八年十月二十九日のスエズ運河航行の自由保障條約を常に尊重することを再確認する。

なほ、交換公文の内容は左の通りである。

(一) リビヤ減兵、伊政府は既に一週間に千人宛の減兵を行ひ、今後もそれより少からざる漸進的減兵を平時編成に達するまで(會談開始の初めの時の兵力の二分の一より少からざる兵員の減少)行ふべきことを宣言し、英政府はこれを了承した。

(二) スベイン問題及びエチオピア合併の承認

(イ) 伊太利は外國義勇兵の比率的撤退に關する英國の提案を不關涉委員會の定めるところの方式によつて實行する。

(ロ) 内亂の終息の際に残留してゐる伊太利義勇兵及び器材はその際即時スベイン領土から撤退すること。

(ハ) 伊太利は政治的領土的の意圖なく、スベイン本國、バレアル諸島、海外屬領、スベイン領モロッコに於て、若しくは右領土に關して經濟的に優越な地位を求むることなかるべく、また前記の地域に駐兵することのない旨を宣言し、英國はスベイン問題の解決が英伊協定實施の

先決条件であることを説き、同時にエチオピア併合承認の實現方に関し聯盟諸國が現在有つてゐるところの隨時を取り去ることを、來るべき聯盟理事會に於て促進すべきことを約した。

(三) 海軍條約、伊太利はこの英伊協定の議定書附屬文書に規定された事項の實施と同時に、一九三六年のロンドン海軍條約に加入すること及び、右に至るまでと雖も同條約の規定に従つて行動することを約し、英國はこれを了承した。

最後の善隣協定は、伊太利とケニヤ及び英領ソマリアランドに關して、英國及び埃及政府は東アフリカに於ける友誼的關係のために、前記諸地域間の國境關係に就いて討議を行ふ他に、右地域間の善隣關係の保持のために、奴隸の禁止、脱法行為の防止等のためにする協力を他に對して、常に協力し、同地方の國境を越えて行はるゝ侵略その他の暴力行為を防止すべきこと及び、同條約締結國の臣民を、前記諸地方に駐屯する土人部隊その他の軍事的性質を有する部隊に編入させないことを約束したものである。

三 英伊協定の反響

上述の如く、この協定はエチオピア併合の正式承認

及びスペインに於ける義勇兵の撤退の實現を條件とするものであるが、エチオピアの併合承認は去る一九三六年七月四日の聯盟總會に於て採擇された「伊太利政府のエチオピア領土合併承認決議」を覆すものであるから、これが實現までには相當な波瀾があるものと想像され、従つて英伊協定が實際に效果を生ずるまでには、なほ當面の問題として種々な曲折があるものと見られてゐるのである。

ベルリン—ローマ樞軸對ロンドン—パリ協定の對立を根幹とする歐洲の現情勢から見ると、今回の英伊協定が重大な影響を持つてゐることは想像に難くない。特に、これを以て多年の懸案であつた英伊間の對立が解消されたと見られてゐる點に於て大きな意義がある。即ち英佛の關係に最も大きな利害を感じてゐる佛國が「歐洲分裂の危機が未然に救はれたこと、關係國の利害が極めて手際よく調整されたこと、地中海及び近東に於ける政治勢力の均衡が確實に保持されたことは、特に重要視すべき點である(タン紙)」とし、また佛に劣らず重大な關心を持つてゐる獨逸の新聞も「協定の成立は聯盟中心の集團機構に對する特殊國家

門の協定による實際政策の勝利である」と、佛とは別の角度からではあるが、その成立に讚辭を送つてゐるのである。また直接の利害關係を持たない米國に於ても、「重大な意義を有する國際的の事件であつて、近來暗雲低迷せる世界に光明を齎すべき分岐點である(紐育タイムズ紙)」と評し、また「ロカルノ協定以來の最も重要な國際協定で、歐洲の勢力均衡の基礎となり、平和招來に貢獻するところが少なくない。(紐育トリビューン紙)」と歓迎してゐるのである。

これに反して悲觀的な批評を下してゐるのはソ聯邦であつて、十八日ブラツグ紙は「この協定で利益を得たのは伊太利であつて、協定のために將來英伊兩國間の對立を激化せしめるであらう。英國の目的はスペイン問題の解決ではなく、英伊協定で反ソ的の四國協定或ひは波蘭を加へた五國協定を成立せしめて、集團保障及び聯盟に代つて歐洲の平和を確立せしめようとするにある。英國は英伊協定及び四國協定を以て、獨逸の樞軸を破ることは不可能であらう。また英植民地を窺ふ侵略國と妥協して、小國を彼等の餌食たらしめて身に迫る危険を避けようとしてゐるが、かうした政

策は却つて侵略國を益々増長させるものであらう。」と英國の護歩政策を非難してゐる。

さらに日獨伊防共協定の關係に於て、英伊の接近が獨逸並びに日本にも重大な關係を持つてゐるのであるから、この點に對して米國のウォルター・リップマン氏が「英國は日獨伊三國防共協定の反英的脅威を除去し、また伊太利は中歐及びバルカンに進出しつゝある汎獨主義の勢力を阻止し得るやうになつた。もしこの協定が本物であるならば、英佛兩國は武力に脅されることなしに、獨逸と交渉することが出來、また英國は地中海の安定を得て、艦隊を新嘉坡に増遣し、極東に於ける勢力均衡を再び確立することが出來るであらう。」と、注目すべき批評をしてゐるのである。しかし、支那紙は「協定成立後と雖も英國の極東に對する態度は何等の變更を見ないであらう。英伊協定が成立し、佛伊協定も近く成立を見るであらうから、以て日獨伊防共集團は寧ろその力を減ずるに至るであらう。(大美晚報)」と、英伊協定の成立を日本よりは支那に有利であると觀てゐるのもあり、また「對伊制裁を強調した英國が伊太利の侵略の結果であるエチオピア併合承認を

聯盟に建議するのは聯盟に重大な打撃を與へるものである。(大公報)と悲鳴を擧げてゐるものもある。

なほ、英伊協定の次に來るものが佛伊及び英獨協定であることは、各方面共に期待してゐるところであつて、佛國に於ては「ソノ他の各新聞紙が「次に來るものは當然佛伊間の談合でなければならぬ」と書いて居り、「英伊協定は赤化勢力に對する一大痛棒で、今や佛植民地に於て赤化分子の蠢動が盛となりつゝある際、佛伊の提携は自然の勢ひである。(ジュルナル紙)」と主張してゐる程である。また獨逸に於ては各紙共に「次に來るべき問題は英獨間に行はれる協定であらう」としてゐるが、しかし「獨逸も伊太利と同じやうな協定に入る可能性はあるが、その間にスペイン問題を除いては、伊太利の問題が主として地中海を繞る問題であるのに反して、獨逸の問題は植民地問題の他は寧ろ一般的性質を有する點に於て異つてゐる。但し獨逸は相互に直接の關係を有さない諸問題を關聯させることを欲してゐない」と、英獨協定に對する態度を暗示してゐる論評も見受けられるのである。

また、英伊會談が開始されるに當つて、英伊の接近が

獨伊の樞軸を弱める離間工作であるとの批評も行はれたのであつたが、英伊協定の成立と共に、伊太利政府は「英伊協定のため獨伊の樞軸には何等の變更を見ず、また將來と雖も變更しないであらう。」と聲明して居り、なほ近くヒトラー總統の伊太利訪問が行はれることになつてゐる等の點から見ても、獨伊樞軸は益々強化されつゝあるものと見られて居り、獨伊樞軸の強固なことが英伊協定を實現させたものであるといふ批評が適切であることを裏書きしてゐるのであるといひ得るのである。

國策のグラフ 寫眞週報

- ▽ 韓國神社行幸
- ▽ 韓國神社大祭
- ▽ 行け若人 築け大陸日本
- ▽ 移民花嫁學校
- ▽ ガソリン一滴は血の一滴
- ▽ 海の彼方

第十二號 (五月四日發行)

—< 銀十價定 —>

行發輯編部報情閣內

最近公布の法令

内閣官房總務課

- ◇市街地建築物法中改正法律(三月二十八日公布)

市街地發展の状況に鑑み一層土地利用の適正を圖り、建築物の用途の統制を期するため、居住地域及び工業地域に夫々住居専用地区及び工業専用地区を設けることとし、又新たに高度地區及び空地地區の如き制度を設けることとし、これと同時に防空、防火及び保健衛生上の見地より必要と認められる改正を行つたもので本法施行の期日は勅令を以て定められる。
- ◇兵役ノ義務ナカリン者等ニシテ支那事變ニ於テ陸軍部隊ニ編入セラレタルモノノ身分取扱ニ關スル法律(三月二十八日公布)

支那事變に當り陸軍部隊に編入せられ、召集軍人としての取扱を受けた者で、その部隊編入の際既に兵役の義務のなかつたもの又は國民兵役に在つたものは、その編入された間別に勅令の定むる所に依つて陸軍の後備役、後備兵役又は補充兵役に服せしめられたものとする(四月十七日施行)としたものである。
- ◇石油資源開發法(三月二十八日公布)

本邦に於ける液體燃料供給の實情に鑑み國內石油資源の開發を圖り液體燃料の供給を確保することは産業上及び國防上緊要なので、從來實施して來た石油試掘助成制度の擴大強化を圖り併せて石油開發を合理的經濟的に促進する方法として、政府は必要なる場合石油鑛業者に對し、同業者間の協議を勸奨し、試掘命令を爲し得ることとし、軍事上必要なる場合は探油の制限或は増産を命じ得る等規定したもので本法施行の期日は勅令を以て定められる。
- ◇臺灣總督府醫院官制中改正ノ件(三月二十八日公布)

嘉義及び花蓮港醫院に耳鼻咽喉科並びに宜蘭、新竹及び屏東醫院に小兒科新設のため院長五人、又高雄醫院レントゲン機操作のため技手一人を増員したものである。
- ◇東洋拓殖株式會社法中改正法律(三月二十九日公布)

東洋拓殖株式會社の業務の進展に伴ひ同社に副總裁一人を設置し、東洋拓殖債券の發行限度は現在拂込資本額の十倍であるのを十五倍とする等の改正を行つたものでその施行の期日は勅令を以て定められる。

